

市町	区分	所管部	環境保全担当課		電話番号	FAX番号	環境関連条例	環境基本計画	環境白書	地球温暖化対策行動計画等
			廃棄物担当課	自然保護担当課						
長門市	環境 廃棄物 自然	市民福祉部	生活環境課		0837-23-1134	0837-23-1135	長門市ポイ捨て等防止条例 長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例			長門市役所エコ・オフィス実践プラン
					0837-23-1249					
柳井市	環境 廃棄物 自然	市民部	市民生活課		0820-22-2111 (内線165)	0820-23-7566	柳井市環境基本条例 柳井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 柳井市をきれいにする条例	柳井市環境基本計画	柳井市の環境	柳井市グリーン購入の推進方針 グリーン購入ガイド 柳井市役所エコ・オフィスプラン
				経済部	農林水産課					
美祿市	環境 廃棄物 自然	市民福祉部	生活環境課		0837-53-1090	0837-53-1099	美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 美祿市環境保全条例 美祿市環境審議会条例 美祿市空き缶等のポイ捨て禁止条例		美祿市の環境	美祿市地球温暖化対策実行計画
				建設部	農林課					
周南市	環境 廃棄物 自然	環境生活部	環境政策課	0834-22-8324	0834-22-8325	周南市環境基本計画	周南市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	周南市環境基本計画	周南市環境報告書	周南市役所エコ・オフィス実践プラン（地球温暖化対策実行計画） 周南市グリーン購入基本方針
			リサイクル推進課	0834-22-8303	0834-22-8243					
			環境政策課	0834-22-8324	0834-22-8325					
山陽小野田市	環境 廃棄物 自然	市民部	環境課		0836-82-1144	0836-83-2604	山陽小野田市環境保全条例 山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 山陽小野田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例		山陽小野田市の環境	市率先実行計画（市エコオフィスプラン）
				経済部	農林水産課					
周防大島町	環境 廃棄物 自然	環境生活部	生活衛生課		0820-79-1012	0820-79-1013	周防大島町環境保全基本条例 サザンセット周防大島町をきれいにする条例 周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例			周防大島町災害廃棄物処理計画 周防大島町地球温暖化対策実行計画
				産業建設部	農林課					
和木町	環境 廃棄物 自然	-	住民サービス課	0827-52-2194	0827-52-7277		和木町環境美化条例 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例			第2次和木町地球温暖化対策実行計画
上関町	環境 廃棄物 自然	-	生活環境課	0820-62-0314	0820-62-0103		上関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例			上関町地球温暖化対策実行計画
田布施町	環境 廃棄物 自然	-	町民福祉課	0820-52-5810	0820-52-5967		田布施町空き缶等のポイ捨て禁止条例 美しいまちづくり推進条例 田布施町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 田布施町河川環境保全条例 田布施町土砂等による掘立て等の規則に関する条例			田布施町地球温暖化対策実行計画
平生町	環境 廃棄物 自然	-	産業課	0820-56-7117	0820-56-7123		平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 快適な環境づくり推進条例			平生町地域新エネルギービジョン
阿武町	環境 廃棄物 自然	-	民生課	08388-2-3113	08388-2-2090	08388-2-2090	阿武町河川環境保全条例 阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例			阿武町環境実行計画 阿武町バイオマスタウン構想
			経済課	08388-2-3114	08388-2-0100					

5 山口県環境審議会等の委員名簿

(1) 山口県環境審議会

(H30.8.1現在)

氏名	役職	備考
網戸 茂	日本労働組合総連合会山口県連合会会長	
今井 剛	山口大学大学院創成科学研究科教授	
岩崎 美穂	山口県消費者団体連絡協議会事務局長	
岡口 美恵子	光大和森林組合総務課長・業務課長	
奥田 昌之	山口大学大学院創成科学研究科教授	
笠田 幸美	山口県JA女性組織協議会会長	
加藤 泰生	山口大学大学院創成科学研究科教授(特命)	
久保田 啓子	やまぐち自然共生ネットワーク副会長	
坂本 京子	一般公募	
清水 時恵	山口県漁協同組合女性部環境委員長	
清徳 睦美	特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21	
関根 雅彦	山口大学大学院創成科学研究科教授	
田中 裕美子	下関市立大学経済学部准教授	
永田 禮子	山口県女性団体連絡協議会副会長	
野田 幹雄	水産大学校生物生産学科教授	
原田 寿興	やまぐちエコ市場代表幹事	
人見 英里	山口県立大学高等教育センター所長	
松田 博	山口大学大学院創成科学研究科教授(特命)	
三上 真人	山口大学大学院創成科学研究科教授	

(任期：H30.8.1～32.7.31)

(2) 山口県自然環境保全審議会

(H30.4.1現在)

氏名	役職	備考
赤川 瑞夫	NPO法人やまぐち里山ネットワーク事務局長	
梅林 義彦	山口県温泉協会代議員	
大岡 一史	山口県山岳連盟事務局長	
太田 敦子	建築士(景観アドバイザー)	
垣村 幸美	山口県森林組合連合会代表理事専務	
笠田 幸美	山口県JA女性組織協議会会長	
川村 喜一郎	山口大学大学院創成科学研究科准教授	
源田 智子	山口大学教育学部准教授	
田中 俊明	梅光学院大学子ども学部教授	
手島 史子	山口県キャンプ協会理事	
徳田 恵子	弁護士(山口県弁護士会)	
中津 喜美子	山口県漁協女性部副部長	
原田 量介	日本野鳥の会山口県支部支部長	
藤田 重隆	徳山工業高等専門学校教授	
細井 栄嗣	山口大学大学院創成科学研究科准教授	
松原 碧	一般公募	
宮地 理	(一社)山口県観光連盟副会長兼専務理事	
望月 信介	山口大学大学院創成科学研究科教授	
山本 和恵	一般公募	
渡邊 孝行	(一社)山口県猟友会理事	

(任期：H29.9.1～31.8.31)

(3) 山口県公害審査会

(H30.4.1現在)

氏名	役職	備考
今村 孝子	(一社)山口県医師会常任理事	
奥田 昌之	山口大学大学院創成科学研究科教授	
兒玉 カズエ	山口県漁業協同組合女性部環境委員長	
徳田 恵子	弁護士	
中村 滋	山口県農業協同組合中央会専務理事	
鍋山 祥子	山口大学経済学部教授	
平中 貫一	山口大学経済学部教授	会長代理
松村 和明	弁護士	会長
山崎 鈴子	山口大学大学院創成科学研究科教授	
和田 卓也	山口県中小企業団体中央会会長	

(任期：H27.12.25～30.12.24)

(4) 山口県環境影響評価技術審査会

(H29.6.1現在)

氏名	役職	備考
荊木 康臣	山口大学大学院創成科学研究科教授	
浮田 正夫	山口大学名誉教授	会長
白井 恵次	宇部フロンティア大学名誉教授	
江原 史朗	宇部工業高等専門学校准教授	
太田 敦子	一級建築士(景観アドバイザー)	
北沢 千里	山口大学教育学部准教授	
澤井 長雄	山口大学大学院創成科学研究科准教授	副会長
鈴木 賢士	山口大学大学院創成科学研究科准教授	
竹松 葉子	山口大学大学院創成科学研究科教授	
野田 幹雄	水産大学校生物生産学科教授	

(任期：H29.2.1～32.1.31)

6 環境保全関係法及び条例

区 分	法 律	条 例
基本法・条例	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法 循環型社会形成推進基本法 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県環境基本条例
大気保全関係	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法 道路交通法 道路運送車両法 電気事業法 ガス事業法 悪臭防止法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県公害防止条例
水質保全関係	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 下水道法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県公害防止条例 水質汚濁防止法第3条3項の規程に基づく排水基準を定める条例
騒音・振動防止関係	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法 振動規制法 道路交通法 道路運送車両法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県公害防止条例
土壌保全関係	<ul style="list-style-type: none"> 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 土壌汚染対策法 等 	
廃棄物関係	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 浄化槽法 資源の有効な利用の促進に関する法律 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法） 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業の合理化に関する特別措置法 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法） 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法） 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県浄化槽保守点検業者登録条例 山口県循環型社会形成推進条例
化学物質関係	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 	
自然環境保全関係	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全本法 自然公園法 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 自然再生推進法 生物多様性基本法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県自然環境保全本条例 山口県自然海浜保全地区条例 山口県立自然公園条例 山口県希少野生動植物種保護条例 等
景観等関係	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画法 都市計画法 都市緑地法 都市公園法 景観法 建築基準法 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 等 屋外広告物法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県屋外広告物条例 山口県立都市公園条例 山口県景観条例 等
地球環境関係	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 エネルギー政策基本法 等 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法） 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法） 環境に配慮した事業活動推進法 国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法） 気候変動適応法 	
環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県環境影響評価条例
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 公害紛争処理法 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県公害審査会の設置等に関する条例 山口県環境審議会条例 やまぐちの美しい里山・海づくり条例 等

7 環境保全関係計画及び要綱、方針

区 分	計 画	要 綱、方 針
環 境 全 般	・山口県環境基本計画	
大 気 保 全 関 係	・硫黄酸化物総量削減計画 (岩国・和木、周南、宇部・小野田地域)	・山口県悪臭防止対策指導要綱 ・悪臭防止指導方針(畜産関係) ・山口県大気汚染緊急時措置要綱
水 質 保 全 関 係	・総量削減計画 ・瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画 ・山口県污水处理施設整備構想 ・社会資本整備重点計画	・山口県生活排水浄化対策推進要綱
廃 棄 物 関 係	・山口県循環型社会形成推進基本計画 ・山口県海岸漂着物対策推進地域計画 ・第8期山口県分別収集促進計画 ・山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 ・山口県災害廃棄物処理計画 (山口県地域防災計画 第10章 第3節)	・山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する 指導要綱 ・浄化槽の設置等に関する指導要綱
化 学 物 質 関 係		・山口県ダイオキシン類対策指針
自然環境保全関係	・やまぐちの豊かな流域づくり構想	
景 観 等 関 係	・山口県景観ビジョン	・山口県景観形成基本方針 ・山口県公共事業景観形成ガイドライン
地 球 環 境 関 係	・山口県地球温暖化対策実行計画 ・山口県再生可能エネルギー推進指針 ・山口県EV・PHV充電インフラ整備計画 ・山口県省エネルギービジョン ・水素フロンティア山口推進構想	・環境配慮型イベント(エコイベント)開催指針 ・山口県グリーン購入の推進方針
環 境 影 響 評 価		・山口県環境影響評価技術指針
そ の 他	・河川環境管理基本計画 ・溪流環境整備計画 ・環境教育推進計画 ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための 山口県計画 等	・山口県循環型農業推進基本方針 ・資源循環型畜産確立基本方針 ・山口県環境学習基本方針 ・美しい里山・海づくりに関する基本方針

8 環境基準、排出基準等

(1) 大気(悪臭)関係

ア 大気汚染に係る環境基準

汚染物質	二酸化硫黄(SO ₂)	一酸化炭素(CO)	浮遊粒子状物質(SPM)	微小粒子状物質(PM _{2.5})	光化学オキシダント(O _x)	二酸化窒素(NO ₂)
環境基準						
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
評価方法	短期的評価	測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。			測定を行った時間について、それぞれ評価する。	
	長期的評価	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する(たとえば、年間365日目の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わない。		1年平均値及び1日平均値の年間98パーセンタイル値についての達成状況によって評価する。	測定を行った1年間の年平均値について評価する。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する値で評価する。

注) いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。

非適用地域

- (ア) 工業専用地域(都市計画法による)
- (イ) 臨港地区(港湾法による)
- (ウ) 道路の車道部分
- (エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

イ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

(昭和51年8月13日 中央公害対策審議会答申)

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
測定方法	水素炎イオン化検出器(FID)を用いる方法

ウ 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。	同上
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。	同上

エ 有害大気汚染物質の指針値（健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g/m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g/m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	年平均値 $0.04 \mu\text{gHg/m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu\text{gNi/m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 $0.006 \mu\text{g/m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g/m}^3$ 以下
1,2ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g/m}^3$ 以下
1,3ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g/m}^3$ 以下
マンガン及び無機マンガ化合物	年平均値 $0.14 \mu\text{gMn/m}^3$ 以下

オ K値規制（K値の推移）

市町名	S47.15	S48.11	S49.41	S50.4.15	S51.9.28
岩国市(旧岩国市の区域に限る。)・和木町	11.7	9.34	6.42 (2.34)	4.67 (2.34)	3.5 (2.34)
周南市(旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る。)下松市・光市(旧光市の区域に限る。)	14.0	9.34	6.42 (2.34)	4.67 (2.34)	3.5 (2.34)
防府市	15.8	14.0	8.76	6.42	4.5
宇部市(旧宇部市の区域に限る。)山陽小野田市(旧小野田市の区域に限る。)	11.7 (5.26)	9.34 (5.26)	6.42 (2.34)	4.67 (2.34)	3.5 (2.34)
下関市(彦島)	14.0	11.7	} 8.76	} 8.76	} 6.0
下関市(旧豊浦郡の区域を除く。)	18.7	15.8			
その他の地域	22.2	22.2	17.5	17.5	17.5

注1) () 内は、特別排出基準で49.41以降に新たに設置する施設に適用される。

2) 硫酸化物の許容排出量 (q) の算定

$$q = K \times He^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位: Nm}^3/\text{h})$$

K: 地域ごとに定められる定数

He: 有効煙突高 (煙突実高+煙上昇高) (単位: m)

カ 大気汚染防止法に基づく硫酸化物総量規制等の概要

項目	指定地域	岩国・和木地域	周南地域	宇部・小野田地域
総量規制	適用規模	燃原料使用量(定格)が 1.0 kL/h 以上の工場等	同左	同左
	基準	既設	$Q = 3.32W^{0.9}$ (西部) $Q = 5.40W^{0.9}$ (東部)	$Q = 3.30W^{0.9}$
		新設	$Q = 4.00W^{0.85} + 0.3 \times 4.00 \{(W + Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$	$Q = 3.32W^{0.9} + 0.3 \times 3.32 \{(W + Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$ (西部) $Q = 5.40W^{0.9} + 0.3 \times 5.40 \{(W + Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$ (東部)
燃料規制	適用規模	燃原料使用量(定格)が 0.1 kL/h 以上 1.0 kL/h 未満の工場等	同左	同左
	基準	硫黄分1.2%以下	同左	同左
備考	Q: 排出が許容される硫酸化物 (Nm ³ /h) W: 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h) Wi: 新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)			

注1) 岩国・和木地域は、旧岩国市、和木町の区域に限る。

2) 周南地域における西部とは下松市、周南市(旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る。)、東部とは光市の区域である。

3) 宇部・小野田地域は、旧宇部市、旧小野田市の区域に限る。

キ 山口県公害防止条例に基づく硫黄酸化物総量の概要

	下 関	防 府	美 祿
適用規模	燃原料使用量(定格)が1.0kL/h以上の工場等	同左	同左
総量規制基準	$q = 6.65W^{0.9} + 0.7 \times 6.65 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$	$q = 6.65W^{0.9} + 0.7 \times 6.65 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$	$q = 6.80W^{0.9} + 0.7 \times 6.80 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$
備 考	q : 排出が許容される硫黄酸化物 (Nm ³ /h) W : 指定工場に昭和48年7月19日前に設置されている施設を定格能力で運転する場合において使用される原料および燃料の量 (kL/h) Wi : 指定工場に昭和48年7月19日以後新たに設置された施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)		

注) 下関地域は、下関市で旧豊浦郡の区域を除く。

ク 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

(ア) 警報等の発令及び解除

発令の区分	発令の基準	解除の基準
オキシダント情報(以下「情報」という。)	オキシダントの濃度が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント特別情報(以下「特別情報」という。)	オキシダントの濃度が0.12ppm未満であって、光化学オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	光化学オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生する恐れがないと認められるとき。
オキシダント注意報(以下「注意報」という。)	オキシダントの濃度が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント警報(以下「警報」という。)	オキシダントの濃度が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。

(イ) 緊急時の措置

発令の区分	減少措置	協力要請、勧告又は命令の区分
情 報	20パーセント以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	協力依頼
特 別 情 報	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請又は勧告
注 意 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請
警 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40パーセント以上減少	命令

コ 悪臭の規制

(ア) 悪臭防止法による規制

a 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

市 町 名	
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

b 敷地境界における規制基準

規制地域の区分	A地域	B地域	C地域
臭気強度	2.5	3.0	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

注) 表の値は、かぎ窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階強度表示法により示し、その時の気中濃度を定量したものである。

(参考) 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

c 排出口における悪臭物質の規制基準

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。また、Heが5m未満の場合については適用しない。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He及びCmはそれぞれ次の値を示す。

q：流量（単位：Nm³/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：bの敷地境界線における基準値（単位：ppm）

d 排水中における悪臭物質の規制基準

（単位：mg/L）

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排水の量	許 容 限 度		
		A地域	B地域	C地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /sを超える場合	0.002	0.003	0.007
硫 化 水 素	0.001m ³ /s以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /sを超える場合	0.005	0.02	0.05
硫 化 メ チ ル	0.001m ³ /s以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /sを超える場合	0.01	0.07	0.3
二 硫 化 メ チ ル	0.001m ³ /s以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /sを超える場合	0.03	0.09	0.3

(イ) 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

（臭気指数）

区分		悪臭防止法による規制地域			その他の地域	
		A	B	C		
敷地境界線		10	14	18	14	
排出口	高さ5m以上15m未満	排出ガス量300Nm ³ /分以上	25	29	33	29
		排出ガス量300Nm ³ /分未満	28	32	36	32
	高さ15m以上30m未満	28	32	36	32	
	高さ30m以上50m未満	30	34	38	34	
	高さ50m以上	33	37	41	37	
備考	臭気指数=10logY Y=臭気濃度…原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。					

(2) 水質関係

ア 水質汚濁に係る環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（一部抜粋）

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下

備考 基準値は、日間平均値とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100 mL以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100 mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-

備考 基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等栄養湖型の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物ができる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/ 100 mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	-	-

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及び その塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

d

(イ) 湖沼のd表に同じ

ウ 要監視項目及び指針値

(ア) 人

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イノキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下

(イ) 水生生物

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L以下
		生物特A	0.006 mg/L以下
		生物B	3 mg/L以下
		生物特B	3 mg/L以下
	海 域	生物A	0.8 mg/L以下
		生物特A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L以下
		生物特A	0.01 mg/L以下
		生物B	0.08 mg/L以下
		生物特B	0.01 mg/L以下
	海 域	生物A	2 mg/L以下
		生物特A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L以下
		生物特A	1 mg/L以下
		生物B	1 mg/L以下
		生物特B	1 mg/L以下
	海 域	生物A	0.3 mg/L以下
		生物特A	0.03 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L以下
		生物特A	0.0007 mg/L以下
		生物B	0.004 mg/L以下
		生物特B	0.003 mg/L以下
	海 域	生物A	0.0009 mg/L以下
		生物特A	0.0004 mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L以下
		生物特A	0.02 mg/L以下
		生物B	0.02 mg/L以下
		生物特B	0.02 mg/L以下
	海 域	生物A	0.1 mg/L以下
		生物特A	0.1 mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L以下
		生物特A	0.003 mg/L以下
		生物B	0.03 mg/L以下
		生物特B	0.02 mg/L以下
	海 域	生物A	0.02 mg/L以下
		生物特A	0.01 mg/L以下

エ 一律排水基準

(ア) 健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海 域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海 域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

オ 水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA (検出限界 2 個/100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (水深 1 m以上)
	水質 A	100個/100 mL以下	2 mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (水深 1 m以上)
可	水質 B	400個/100 mL以下	5 mg/L以下	1 m未満～50 cm以上
	水質 C	1,000個/100 mL以下	8 mg/L以下	1 m未満～50 cm以上
不適	1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L超	50 cm未満

(注) 全て同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界を下回ることをいう。

(イ) 生活環境項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L (日間平均120 mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L (日間平均120 mg/L)
浮遊物質(SS)	200 mg/L (日間平均150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cmf
窒素含有量	120 mg/L (日間平均60 mg/L)
りん含有量	16 mg/L (日間平均8 mg/L)

備考 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

カ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(3) ダイオキシン類関係

ア 耐容一日摂取量

1日、人の体重1kg当たり、4pg
(コプラナーPCBを含む。)

イ 環境基準

- (ア) 大気環境基準 年間平均値 0.6 pg-TEQ/m³以下
 (イ) 水質環境基準 年間平均値 1 pg-TEQ/L以下 (地下水を含む。水底の底質を除く。)
 (ウ) 水底の底質 150 pg-TEQ/g 以下
 (エ) 土壌環境基準 1,000 pg-TEQ/g 以下
 調査指標 (汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準) 250 pg-TEQ/g以上

ウ 排出基準

(ア) 大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類の種類	新設施設	既設施設
鉄鋼製造業焼結炉 (原料処理能力 1 t/h以上)	0.1	1
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量 1,000 kVA以上)	0.5	5
亜鉛回収施設 (原料処理能力 0.5 t/h以上)	1	10
アルミニウム合金製造施設 (溶解炉は容量 1 t以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力 0.5 t/h以上)	1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積0.5平方メートル以上又は焼却能力 50 kg/h以上)	4 t/h以上	0.1
	2 t/h~4 t/h	1
	2 t/h未満	5
		10

(備考) 1 m³N；温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル

2 酸素濃度補正：廃棄物焼却炉12%、焼結施設15%

3 既設施設とは、平成12年1月14日以前に設置された施設 (設置の工事が着手されたものを含む。)

4 平成9年12月2日以降に設置された (設置の工事が着手されたものを含む。) 廃棄物焼却炉 (火格子面積2 m²以上又は焼却能力 200 kg/h以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準を適用。

(イ) 水質排出基準 10pg-TEQ/L

特定施設の種類の種類

- ・硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- ・カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、排ガス洗浄施設
- ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設
- ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設
- ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設
- ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設
- ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設並びに熱風乾燥施設
- ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
- ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
- ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設
- ・廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/時以上のものに限る。）から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
- ・廃PCB又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
- ・フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法等によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
- ・上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設
- ・上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

(ウ) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

3ng-TEQ/gを超えるばいじん等は特別監理産業廃棄物に該当し、セメント固化等重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態で処分するか保管することとなる。

(エ) 廃棄物最終処分場の維持管理基準

放流水は、水質排出基準と同レベルの排水基準を適用し、飛散防止対策を強化すること等

(参考) pg-TEQ (ピコグラム) ; 1兆分の1g

ng-TEQ (ナノグラム) ; 10億分の1g

TEQ ; 毒性等量 (異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、各異性体の毒性等価係数により換算した値)

例えば、2,3,7,8-四塩化ジベンゾフラン ; 係数 0.1

(4) 騒音・振動関係

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して、定められている。

(ア) 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

市町名	
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

(イ) 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値		(地域の類型) AA：特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居、商業、工業地域 (時間区分) 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時
	昼間	夜間	
AA	50以下	40以下	
A及びB	55以下	45以下	
C	60以下	50以下	

(ウ) 道路に面する地域 (単位：デシベル (等価騒音レベル))

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

幹線道路を担う道路に近接する空間についての特例基準値

(単位：デシベル (等価騒音レベル))

基準値		(備考) 個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれている場合は屋内へ透過する騒音も係る基準 (昼間45以下、夜間40以下) によることができる。
昼間	夜間	
70以下	65以下	

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(ア) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

市町名	
市	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、周南市、山陽小野田市
計	8市

(イ) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値
I 主として住居の用に供される地域	70以下
II I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

ウ 航空機騒音に係る環境基準

(ア) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

県内4飛行場（岩国飛行場、防府飛行場、山口宇部空港、小月飛行場）周辺

	市町名
市	下関市、宇部市、防府市、岩国市、山陽小野田市
計	5市

(イ) 航空機騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

	地域の類型	基準値
I	専ら住居の用に供される地域	57以下
II	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62以下

※H25.4.1からLdenが施行された。

エ 騒音規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

オ 騒音規制法第17条の規定に基づく自動車騒音の要請限度

(ア) 騒音規制法第17条の規定に基づく地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

(イ) 幹線交通を担う道路に近接する区域以外の区域に係る限度

(単位：デシベル (等価騒音デシベル))

区域の部分	基準値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(区域の類型)

- a区域：専ら住居の用に供される区域
- b区域：主として住居のように供される区域
- c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(ウ) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

(単位：デシベル (等価騒音デシベル))

区域の範囲	基準値	
	昼間	夜間
2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲	75	70

カ 特定工場等の騒音に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間区分	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 午前8時から午後6時まで	50以下	60以下	65以下	70以下
朝夕 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	45以下	50以下	65以下	70以下
夜間 午後9時から午前6時まで	40以下	45以下	55以下	65以下

キ 振動規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

ク 特定工場等の振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間区分	区域の区分		
	第1種区域	第2種区域(一)	第2種区域(二)
昼間 午前8時から午後7時まで	60以下	65以下	70以下
夜間 午後7時から午前8時まで	55以下	60以下	65以下

(5) 土壌汚染関係

ア 土壌汚染対策法に規定する区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	—
	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.03以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウムが 0.01 以下	カドミウムが 150 以下
	六価クロム化合物	六価クロムが 0.05 以下	六価クロムが 250 以下
	シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアンが 50 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 15 以下
	セレン及びその化合物	セレンが 0.01 以下	セレンが 150 以下
	鉛及びその化合物	鉛が 0.01 以下	鉛が 150 以下
	砒素及びその化合物	砒素が 0.01 以下	砒素が 150 以下
	ふっ素及びその化合物	ふっ素が 0.8 以下	ふっ素が $4,000$ 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素が 1 以下	ほう素が $4,000$ 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

備考

有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

イ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

備考

有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(6) その他

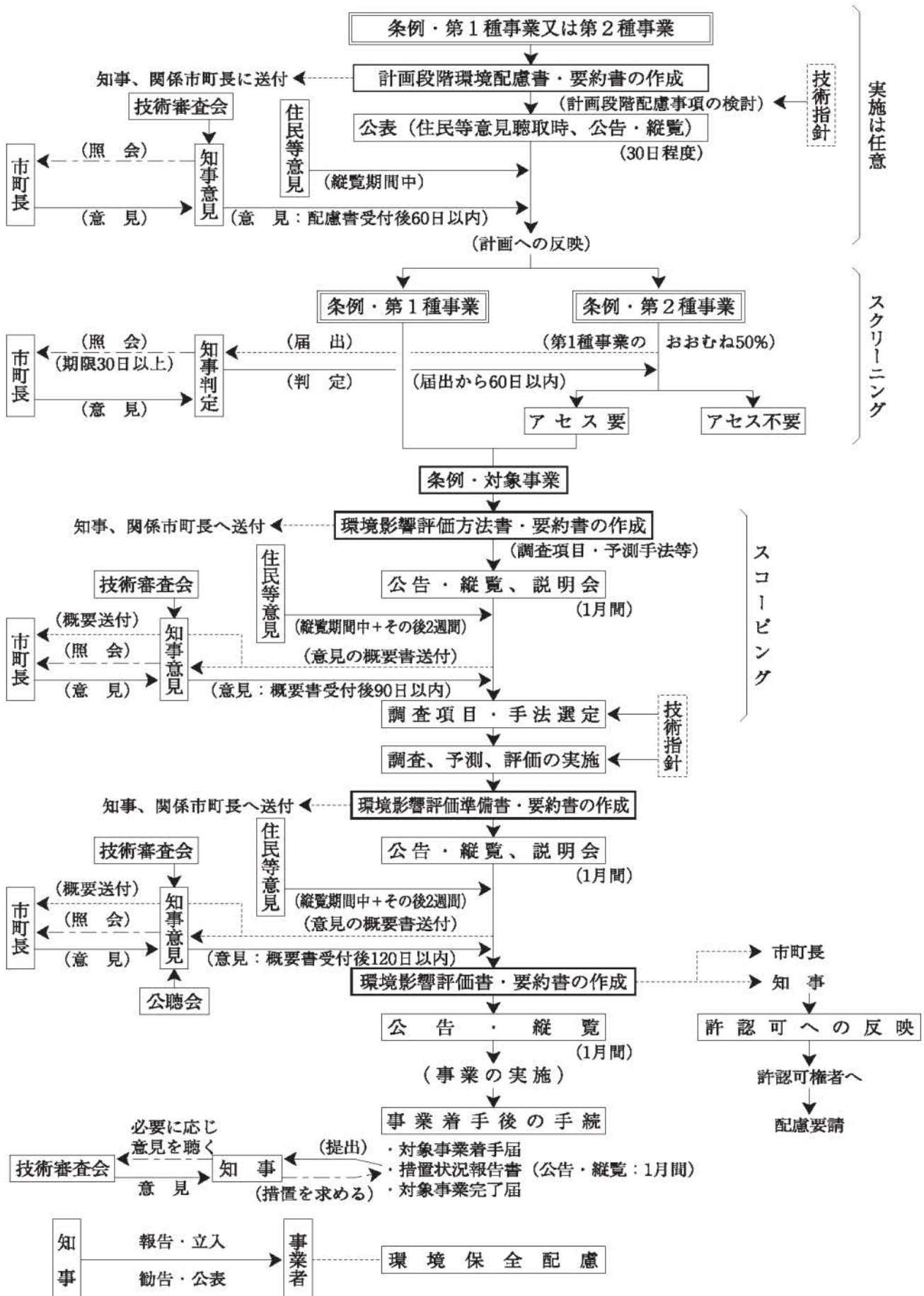
ア 環境影響評価の対象となる事業（山口県環境影響評価条例、環境影響評価法対照表）

事業の種類		第1種事業		第2種事業		
		条例	法	条例	法	
1 道 路	高速自動車国道	すべて	同左	-	-	
	一般国道等	一般国道	4車線以上かつ長さ10km以上	同左	4車線以上かつ5km以上10km未満	4車線以上かつ7.5km以上10km未満
		縣市町道	4車線以上かつ長さ10km以上	-	4車線以上かつ5km以上10km未満	-
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	同左*1	6.5m以上かつ10km以上20km未満	6.5m以上かつ15km以上20km未満*1	
2 ダム等	ダム	貯水面積100ha以上	同左**4	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満**4	
	堰	湛水面積100ha以上	同左**4	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満**4	
	放水路	改変面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満	
3 鉄道、軌道	新幹線鉄道	すべて	同左	-	-	
	普通鉄道	長さ10km以上	同左	5km以上10km未満	7.5km以上10km未満	
	新設軌道	長さ10km以上	同左	5km以上10km未満	7.5km以上10km未満	
4 飛行場	行 場	滑走路2,500m以上	同左	2,500m未満	1,875m以上2,500m未満	
5 発電所	水力発電所	出力3万kW以上	同左**4	15万kW以上3万kW未満	225万kW以上3万kW未満**4	
	火力発電所	出力15万kW以上	同左	75万kW以上15万kW未満	1125万kW以上15万kW未満	
	地熱発電所	-	出力1万kW以上	-	0.75万kW以上1万kW未満	
	原子力発電所	すべて	同左	-	-	
	風力発電所	出力1万kW以上	同左	0.5万kW以上1万kW未満	0.75万kW以上1万kW未満	
6 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設	処理能力200トン/日以上	-	-	-	
	し尿処理施設	処理能力200kL/日以上	-	-	-	
	一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場	埋立面積30ha以上	同左	15ha以上30ha未満	25ha以上30ha未満	
7 工場又は事業場		燃料使用量15kL/時以上又は排出水量1万m ³ /日以上	-	-	-	
8 下水道終末処理場		敷地面積10ha以上	-	-	-	
9 スポーツ又はレクリエーション施設	ゴルフ場等	面積100ha以上	-	50ha以上100ha未満	-	
	スポーツ施設	面積100ha以上	-	50ha以上100ha未満	-	
10 水面の埋立て又は干拓		面積50ha超	同左	15ha以上50ha以下	40ha超50ha以下	
11 土地区画整理事業		面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満	
12 住宅団地の造成		面積100ha以上	同左*2	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*2	
13 流通業務団地の造成		面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満	
14 工業団地の造成		面積100ha以上	同左*3	20ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*3	
15 鉱物又は岩石の採取		面積100ha以上	-	50ha以上100ha未満	-	
16 複合開発整備事業		9、12、13、14の項に掲げる2以上の事業を併せ実施する事業（合計面積100ha以上）	-	9、12、13、14の項に掲げる2以上の事業を併せ実施する事業（次の算式により算定した数値が1以上） 9、12、13の 合計面積 + 14の面積 50 + 20		
港湾計画		条例：国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が*150ha以上（法：国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が*300ha以上）				

注) 1 この表は、山口県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1に掲げる新設等の事業について要約したものであり、改築、変更等の事業は省略している。
2 法において、*1は大規模林道事業、*2は新住宅市街地開発事業等、*3は地域振興整備公団事業等について適用されることを示しており、*4はダム・堰と水力発電所が併設される場合の細区分があることを示す。
3 法対象事業又は判定を受ける前の法第2種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続が行われることとなり、条例の第1種事業及び第2種事業から除かれる。

イ 山口県環境影響評価条例の手続きの流れ

(環境影響評価法の手続きについても、環境大臣の関与を除き、ほぼ同様の手続きの流れである。)



9 平成29年度山口県環境日誌

月・日	事 項	説 明	所管課名
4月1日	春期県土緑化推進運動 (3/1~5/31)	・緑の募金運動を広く展開するとともに、ラジオ、広報誌等を通じ、県土緑化の普及啓発の実施	森林企画課
	夜間不法投棄パトロール (~3/31)	・廃棄物の不法投棄防止対策等として、警備会社に委託して平日の夜間、土日及び休日のパトロールを実施	廃棄物・リサイクル対策課
4月15日	みどりの月間 (~5/14)	・国民一人ひとりが自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ	自然保護課
4月17日	第1回山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議	・全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るため実施	廃棄物・リサイクル対策課
4月20日	山口県環境影響評価技術審査会 (第1回)	・(仮称)安岡沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書について	環境政策課
4月25日	日韓海峡沿岸県市道環境技術交流協議会 (山口県)	・前年度事業及び今年度事業について ・共同事業について	環境政策課
5月1日	日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃 (~7/31)	・スタート清掃 (5/14) 長門市油谷大浦海岸	廃棄物・リサイクル対策課
5月14日	探鳥会 (きらら浜)	・野鳥観測の実施 参加者：24名	自然保護課
5月10日	第71回愛鳥週間 (~5/16)		自然保護課
5月18日	山口県資源循環型畜産推進指導協議会	・資源循環型畜産確立基本方針の策定、畜産環境汚染防止協議等	畜産振興課
	山口県環境影響評価技術審査会 (第2回)	・(仮称)安岡沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)	環境政策課
5月23日	山口県瀬戸内海環境保全協会総会	・瀬戸内海の環境保全に関して顕著な功績のあった者の表彰式、環境保全に係る講演会を開催	環境政策課
5月24日	日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業第1回実務者会議 (慶尚南道) (~5/26)	・共同事業調査及び報告書について ・今後の会議について	環境政策課
5月30日	親と子の水辺の教室等指導者研修会	・親と子の水辺 (海辺) 教室	環境政策課
	ごみ減量・リサイクル推進週間 (~6/5)	・水生生物による水質調査	廃棄物・リサイクル対策課
5月31日	山東省環境保全技術交流 (~6/3)	・ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発 ・技術指導者派遣 (5名)	環境政策課
6月1日	環境月間 (~6/30)		環境政策課
	瀬戸内海環境保全月間 (~6/30)		環境政策課
	不法投棄防止対策強化月間 (~6/30)	・監視パトロールの強化、廃棄物処理業者等の指導の徹底による不法投棄防止対策の推進	廃棄物・リサイクル対策課
	住環境衛生推進月間 (~6/30)	・広く住民に住環境衛生について周知し衛生的で快適な生活環境づくりを推進	生活衛生課
	水道週間 (~6/7)	・安全で良質な水を安定的に供給できる水道の構築等についての普及啓発	生活衛生課
	環境やまぐち推進会議再エネ・省エネ部会・次世代自動車利活用部会合同会議	・再エネ・省エネの普及啓発、次世代自動車の現状についての情報交換等	環境政策課
	やまぐちエコ市場通常総会・環境セミナー	・通常総会：事業実績・決算、事業計画・予算案など3議案 ・環境セミナー：[テーマ]大規模災害時の災害廃棄物処理対策について ・出席者：146名	廃棄物・リサイクル対策課
6月5日	山口県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	・産業廃棄物の不適正処理・不法投棄等の防止について協議	廃棄物・リサイクル対策課
6月5,7,8,15日	産業廃棄物行政に係る市町職員併任辞令交付	・実施市町：18市町、150名	廃棄物・リサイクル対策課

月・日	事 項	説 明	所管課名
6月8日	親と子の水辺の教室等指導者研修会	・親と子の水辺（海辺）教室 ・水生生物による水質調査	環境政策課
6月9日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル対策課
6月21日	県内一斉ライトダウンキャンペーン（～7/7）	・参加事業所：278事業所	環境政策課
7月1日	やまぐち省エネ・エコポイントキャンペーン（～9/30）	・省エネ・エコ活動の取組促進参加者：1,017世帯	環境政策課
7月14日	新エネルギー研究会	・新エネルギーの利活用に関する講演	新産業振興課
7月21日	自然に親しむ運動（～8/20）	・自然に親しむことを通じ、心身の健康を増進するとともに、自然環境の適正利用の普及を図る	自然保護課
	森と湖に親しむ旬間	・森や湖に親しみながら重要性について理解を深めるため、ダム見学会、展示会の実施	森林整備課 河川課
	優良事業者育成支援事業検討会	・産業廃棄物の適正処理に向けた排出事業者と処理業者による「優良事業者育成支援事業」の検討会の開催	廃棄物・リサイクル対策課
7月25日	瀬戸内海環境保全知事・市長会議総会（山口県）	・瀬戸内海の環境保全・創造についての活動報告・協議	環境政策課
7月26日	日韓海峡沿岸県市道環境技術交流会議（山口県）（～7/28）	・共同調査報告について ・今後の共同事業について	環境政策課
8月1日	平成29年度優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会（～8/29）	・廃棄物処理法の概要と優良産廃処理業者認定制度等 参加者合計：377名	廃棄物・リサイクル対策課
8月17日	日韓海峡沿岸県市道環境技術交流協議会（福岡県）	・2018年以降の共同事業計画書案に係る検討会	環境政策課
8月25日	山口県環境影響評価技術審査会（第3回）	・岩国バイオマス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）	環境政策課
9月1日	オゾン層保護対策推進月間 産業廃棄物適正処理推進期間（～10/31）	・オゾン層保護に関する啓発の実施 ・産業廃棄物多量排出事業所の調査や監視パトロールの強化等により不適正処理の防止対策を推進	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課
	秋季県土緑化推進運動（～10/31）	・県内各地で開催される各種イベント等において、緑の募金や緑化相談を実施するなど、県土緑化の普及啓発の実施	森林企画課
9月5日	山口県自然環境保全審議会	・鳥獣保護区特別保護地区の指定等	自然保護課
9月8日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル対策課
9月14日	ぶちエコやまぐち！住まいの省エネシンポジウム	・省エネ住宅導入促進に関する講演等	環境政策課
9月24日	環境衛生週間（～10/1）	・ごみ排出抑制、リサイクル等の推進、ごみの散乱防止、浄化槽の適正な管理の推進等	廃棄物・リサイクル対策課

月・日	事 項	説 明	所管課名
10月1日	循環型社会形成推進月間（～10/31）	・循環型社会の形成に対する関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高める取組を実施	廃棄物・リサイクル対策課
	全国・自然歩道を歩こう月間（～10/31）	・多くの人々が全国の長距離自然歩道をはじめ、自然や文化に恵まれた自然歩道を歩くことを推進	自然保護課
10月13日	日韓海峡沿岸県市道環境技術交流協議会（福岡県）	・次期共同事業及び今後の会議について	環境政策課
	第2回山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議	・全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るための実施	廃棄物・リサイクル対策課
10月16日	山口県環境審議会	・平成30年度水質測定計画（公共用水域及び地下水）の作成について（諮問）	環境政策課
	山口県環境審議会大気部会	・山口県公害防止条例施行規則の改正について	環境政策課
10月17日	山東省環境保全技術交流（～10/26）	・研修生受入（7名）	環境政策課
10月20日	県内一斉ノーマイカーデー	・参加事業所：289事業所	環境政策課
10月25日	日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業第2回実務者会議（山口県）（～10/27）	・共同調査の報告について ・2018年以降の共同事業詳細実施計画について	環境政策課
10月27日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル対策課
	山口県環境影響評価技術審査会（第4回）	・岩国バイオマス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について（答申）	環境政策課
10月31日	鳥獣保護区の指定等に関する告示	・鳥獣保護区の指定（9箇所）等	自然保護課
11月1日	狩猟（イノシシ、シカ）の解禁（～3/31）		自然保護課
11月2日	産業廃棄物排出事業者レベルアップセミナー	・適正処理に向け、起点となる排出事業者の法令順守の意識醸成 参加者：第1部 290名、第2部 67名	廃棄物・リサイクル対策課
11月14日	平成29年度山口県環境保全活動功労者等表彰式及び平成29年度環境やまぐち推進会議	<表彰> ・環境保全活動功労者・功労団体 2名、1団体 ・リサイクル、省資源・省エネルギー運動推進優良団体 1団体 ・地球温暖化対策優良事業所 4事業所 ・環境学習功労者 3名 ・「環境保全、リサイクル、省資源・省エネルギー」絵画・ポスター入賞者 20名 ・やまぐちのキレイな海岸フォトコンテスト入賞者 8名 <会議> ・再エネ・省エネ部会について ・次世代自動車利活用部会について ・平成29年度重点取組について ・取組事例について	環境政策課

月・日	事 項	説 明	所管課名
11月15日	狩猟（イノシシ、シカを除く）の解禁（～2/15）		自然保護課
11月16日	現場合同ミーティング（西部）	・ 排出事業者が優良産廃処理業者の事業場を視察し、意見交換とマッチング 参加者：35名	廃棄物・リサイクル対策課
11月20日	やまぐちエコ市場 見学会	・ [テーマ] 食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル 参加者：22名	廃棄物・リサイクル対策課
11月21日	現場合同ミーティング（東部）	・ 排出事業者が優良産廃処理業者の事業場を視察し、意見交換とマッチング 参加者：26名	廃棄物・リサイクル対策課
12月1日	地球温暖化防止月間（～12/31） 大気汚染防止推進月間（～12/31） ライトダウンキャンペーン（～12/31）	・ 参加事業所：184事業所	環境政策課 環境政策課 環境政策課
12月3日	平成29年度山口県緑の少年隊交流活動	・ 緑を愛し守り育てる心豊かな社会人の育成 参加者 18人	自然保護課
12月14日	山口県環境審議会大気部会	・ 山口県公害防止条例施行規則の改正について	環境政策課
12月22日	瀬戸内海環境保全研修会（水質保全研修会及びふるさとの川セミナー）	・ 標語・川柳の入賞作品の表彰式及び瀬戸内海の環境保全に係る講演会を開催	環境政策課
1月29日	山口県環境審議会水質部会	・ 平成30年度公共用水域水質測定計画（案）について ・ 平成30年度地下水の水質測定計画（案）について ・ 海域における水質測定の実施状況について	環境政策課
2月5日	山口県環境審議会	・ 部会委員の指名について	環境政策課
2月14日	山口県海岸漂着物対策推進協議会	・ 平成29年度海洋ごみ対策の実施状況 ・ カキ養殖用パイプの漂着について	廃棄物・リサイクル対策課
2月16日	やまぐちエコ市場 研修会	・ 環境マネジメントシステム（EMS）関連セミナー及び環境法令等セミナー 参加者：108名	環境政策課、 廃棄物・リサイクル対策課
3月13日	山口県容器包装廃棄物削減推進協議会 山口県食品ロス削減推進協議会	・ 取組状況の報告、レジ袋収益金の活用方法、事例発表 ・ 実施報告、平成30年度の活動計画	廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物・リサイクル対策課
3月15日	焼却灰原料化事業連絡会議	・ 山口エコテック(株)の運営状況及び今後の方向性について	廃棄物・リサイクル対策課
3月20日	山口県リサイクル製品利用促進連絡会議	・ 認定証授与式、認定リサイクル製品の利用拡大に向けた情報共有 参加者：120名	廃棄物・リサイクル対策課
3月23日	日韓海峡沿岸県市道環境技術交流協議会事務局会議（山口県）	・ 前年度事業実績（素案）及び収支見込について ・ 来年度事業計画（素案）及び予算（素案）について ・ 2020年以降の共同事業について	環境政策課
3月26日	山口県自然環境保全審議会	・ 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について	自然保護課

10 用語の解説

(あ)

ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものである。

硫黄酸化物 (SOx)

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される。主な発生源は工場・事業場であるが、船舶、自動車(ディーゼル車)からも排出される。硫黄酸化物には二酸化硫黄、三酸化硫黄などがあるが、燃焼に伴って生成される物のほとんどは二酸化硫黄である。

無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

石綿 (アスベスト)

蛇紋岩又は角閃石の非常に細かい繊維状のものをいう。耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性等に優れ、工業用、建築物用など用途が広い。石綿肺(アスベスト肺)、肺がん、悪性中皮腫等の原因となる。国内では平成16年10月に原則として石綿含有建材の使用が禁止された。

一酸化炭素 (CO)

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症を起こしたりする。

大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいう。

栄養塩類

窒素、りん、ケイ素など、植物や藻類が正常な生活を営むのに必要な無機塩類をいう。植物等が生長するときに大量に必要とされ、植物等の生長・増殖を制限している物質を指す。

エコアクション21 (EA21)

国際規格のISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものである。

ESCO事業

Energy Service Companyの略で、省エネルギー改善に必要な技術、設備、人材、資金などすべてを包括的に提供するサービスのことである。その特徴は、設備改修後の省エネルギー効果を保証し、改修に要した投資、金利返済、経費などはすべて省エネルギー効果による経費削減分で回収する点にある。

Lden(エルデン)

時間帯補正等価騒音レベルのことで、昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた一日の等価騒音レベルである。(単位dB)

平成25年4月1日から、航空機騒音の単位がWECPNLからLdenに変更された。

オゾン層保護

大気中に放出されたフロンは、成層圏まで上昇すると太陽光の紫外線によって分解し塩素原子を生じ、成層圏のオゾン層を破壊する。その結果、地表に到達する有害な紫外線量が増加し、人や生態系に影響を及ぼす恐れがあることから、フロン等の生産規制や排出抑制に国際的に取り組んでいる。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、COD等の汚濁物質の量をいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。

温室効果(温室効果ガス)

大気中の二酸化炭素等が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素等があり、これらを温室効果ガスという。

(か)

環境アドバイザー(講演型環境学習指導者)

高度な専門知識と経験及び講演等の実績があり、地域における講演活動を通じ、環境の保全に関する知識の普及及び実践活動について指導及び助言を行う。

環境影響評価(環境アセスメント)

開発行為等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し意見を求める手続きをいう。

環境学習

自然や環境を大切にすることをはぐくみ、環境保全やより

良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習をいう。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境基本計画

環境基本法第15条の規定により定めるもので、定期的に見直しが行われ、平成24年4月に第4期計画が閣議決定されている。

この計画では、目指すべき持続可能な社会の姿勢として、「安全」が確保されていることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を掲げ、その実現のための施策の大綱、各主体の役割、政策手段の在り方を示している。

環境基本法

地球環境時代に対応した環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として公害対策基本法に代わり平成5年11月に公布、施行された。

この法律では、環境の保全に関する基本的な施策の総合的枠組みを定めている。

環境の日

事業者及び国民が広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する行動を行う意欲を高めるために、環境基本法において「国連人間環境会議」が開催された6月5日を環境の日と定めた。

環境パートナー（体験型環境学習指導者）

環境に関する体験学習の取組について知識や技能及び豊富な経験があり、地域におけるフィールド等を利用した体験学習、工作教室等を通じ、環境の保全に関する知識及び実践活動について、指導及び助言を行う。

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）

環境中に存在するいくつかの化学物質の中に動物の体内のホルモン作用と類似の作用をするものがあり、これが野生生物やヒトの内分泌（ホルモン）作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性が指摘されており、これらの問題を日本においては「環境ホルモン問題」と通称されている。

環境マネジメントシステム

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものをいう。

気候変動適応

温室効果ガス排出削減の取組などを実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくこと。

近隣騒音

家庭から出るピアノやクーラーの音、学校、広場から発生する音、飲食店等の営業に伴う音、拡声器による商業宣伝の音など生活の中で発生し、近隣の人々に影響を及ぼす騒音をいう。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。

※日々の買い物で環境への配慮を大切にしている商品や店を選び、地球環境を大切に暮らすを創っていこうとする人々は「グリーンコンシューマー」と呼ばれている。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称である。

この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶性成分と溶解性成分に分かれる。

こどもエコクラブ

幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動・学習を目的としたクラブのことで、環境省が、平成7年6月から募集登録をしており、全国的に活動が展開されている。

（さ）

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、中小水力、バイオマスなどは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないことから、再生可能エネルギーと呼ばれている。

再生可能エネルギーは、発電時や利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、環境にやさしいエネルギーである。

里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域をいう。

里山

都市や農山村の暮らしの身近にあり、かつては薪炭生産など人と深い関わりをもっていた森林で、本県の森林の大半を占める。

産業廃棄物

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいう。

酸性雨

工場や自動車等から、石油、石炭等の燃料に伴って、大気中に排出される硫黄酸化物や窒素酸化物により酸性化する雨水などを示し、一般にpHが5.6以下の雨をいう。

COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。(→BOD)

COP (気候変動枠組条約締約国会議)

Conference Of Partiesの略で、平成9年(1997年12月)に京都で開催された第3回会議では我が国の6%削減を含む主要先進国における温室効果ガス排出削減目標などを盛り込んだ「京都議定書」が採択された。

次世代自動車

大気汚染物質や温室効果ガスなどの排出がないまたは少ない環境にやさしい自動車で、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等がある。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会をいう。

3R (スリーアール)

リデュース (Reduce: 発生・排出抑制)、リユース (Reuse: 再使用)、リサイクル (Recycle: 再生利用) の

言葉の頭文字Rをとって3R (スリーアール) という。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。生物多様性条約では、すべての生物の間に違いがあることを定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

ゼロエミッション

1994年に国連大学(国連総会が設定した学術機関)が提唱した「廃棄物を出さない産業構想」のことで、通常「廃棄物ゼロ」などと訳されている。

排出された廃棄物を新たな分野(産業)に活用することで最終的に廃棄物をゼロにするという考え方。我が国でもこのコンセプトに基づいた計画やプロジェクトが多く実施されている。

騒音レベル

JISに規定されている指示型の騒音計で測定して得られるdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表す。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をdB(A)で表す。騒音の規制基準などは、すべて、騒音レベルによる。

(た)**ダイオキシン類**

一般に、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめて「ダイオキシン類」と呼ばれるが、ダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程などがある。

大腸菌群

大腸菌及び大腸菌によく似た性状を示す菌の総称である。大腸菌は、ほ乳動物の腸内に生息して消化を助けているが、河川や湖沼に多数の大腸菌群が存在する場合は、その水が人畜の排泄物で汚染されていることを示している。

環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

耐容一日摂取量 (TDI)

人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量のことである。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、直訳すると「加重等価平均感覚騒音レベル」

となる。

航空機1機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位で「うるささ指数」と呼ばれることもある。

炭化水素

塗装・印刷工場、ガソリン等の貯蔵タンク、自動車などの人為的発生源から排出される。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

地域通貨

ある特定地域内での財やサービスをやりとりするとき使用される通貨。限られた地域内のみで流通するため、地域経済やコミュニティの活性化に繋がるとされる。

地球温暖化

二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が増加することにより、地球表面の温度が上昇する現象をいう。

窒素酸化物 (NO_x)

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されている。

窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

中小水力発電所

水力発電所は、河川や農業用水路などでの流水の落差を利用して発電を行う施設で、その中で一般的に中小水力発電所は、出力3万kW以下の水力発電所を呼ぶことが多い。

低周波音

人間の耳で聞き取ることができる範囲以下の低い周波数の空気振動で、工場施設や道路等から発生することがある。これにより、ガラス窓や戸、障子等の建具のがたつきや振動等の物理的影響と眠りの妨げられる頭痛がするなどの生理的影響が生じる。

また、低周波空気振動音圧レベルとは、家具等のがたつきを起こすといわれる低い周波数範囲(1~100Hz)の音圧レベルをいう。(単位 dB)

デシベル (dB)

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dBという記号で表す。

電気伝導率

汚染度の目安で、雨水中の数値が大きいほど、電流を流す役割の不純物(イオン成分)が多く含まれることを示す。

(な)

二酸化硫黄 (SO₂) (→硫黄酸化物)

二酸化窒素 (NO₂) (→窒素酸化物)

燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもの。水素は、天然ガス、メタノールなど石油代替燃料から生成したものなどを用い、酸素は大気中の酸素を用いる。

(は)

ばい煙

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛等の有害物質をいう。

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のことをいう。

バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン醗酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も行われており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

販売協力専門店

県産農水産物等を積極的に販売する小売店のことをいう。

販売協力店

県産農水産物等の販売に積極的に取り組む量販店等のことをいう。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質(主として有機物)が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。(→COD)

ビオトープ

「生物の生息する場所」という意味のドイツ語で、「自然の状態で多様な動植物が生息する環境の最小単位」をいう。

微小粒子状物質 (PM 2.5)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が2.5 μm以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどか

ら発生するとされている。

非メタン炭化水素 (NMHC)

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたものをいう。

pH (水素イオン濃度)

液体中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7を中性、7より大きい物をアルカリ性、7より小さい物を酸性という。

ppm

ごく微量の物質の濃度を表すのに使われ、ppmは、100万分の1を意味する。例えば、空気1㎡中に1㎤の物質が含まれているような場合、この物質の濃度を1ppmという。

さらに、低い濃度を表す場合には、ppb (10億分の1) も用いられる。

PRTR (環境汚染物質排出・移動登録)

Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれぐらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域では、工場排水、家庭排水、農業廃水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象が富栄養化という。

海域における赤潮の発生原因の一つといわれる。

フードバンク活動

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品 (いわゆる食品ロス) を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動をいう。

フードマイレージ

食料の生産地から消費地までの輸送距離に重量をかけ合わせた数値のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少なくなるという考え方である。

浮遊物質 (SS)

水中に懸濁している個体や浮遊固形物をいい、単位はmg/Lで表され、環境基準では河川・湖沼の汚濁指標として採用される。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10μm以下のものをいう。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC、HCFC、HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (CFCs) と呼んでいる。

化学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

粉じん

アスベスト等の特定粉じんと、物の破壊、選別、その他の機械的処理の鉱物等の堆積に伴い発生し又は発散する一般粉じんがある。

(ま)

マニフェストシステム

排出事業者が産業廃棄物を処理業者に処理委託する場合、その産業廃棄物が適正に処理されたかを排出事業者自らがマニフェスト (産業廃棄物管理票) で確認する制度のことをいう。これにより収集運搬、処理等の事故や不法投棄等の不適正処理を未然防止することができる。

(や)

やまぐちエコリーダースクール

児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成するため、環境マネジメントシステム (PDCA サイクル) を取り入れ、全校規模で環境教育に取り組み、その成果が認められた学校を「やまぐちエコリーダースクール」として認証する。

山口県環境基本計画

環境の保全に関する長期的目標とそれを達成するための施策の基本的方向や県民、事業者、行政等に期待される取り組み等を示し、環境保全施策を総合的、計画的に推進していくための指針となる。

やまぐちの農林水産物需要拡大協議会

県産の農産物・林産物・水産物やその加工品の流通販売対策を通じた需要拡大を推進するため、生産者団体、流通・食品・外食関係者、消費者団体、行政で構成する組織である。

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等である。

優良産廃処理業者

都道府県・政令市が通常の許可基準よりも厳しい基準に基づき審査し、認定した産業廃棄物処理業者で、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定している。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、普通7～14 mg/L程度であるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため、溶存酸素量は減少する。環境基準では、海域、河川及び汚濁指標として採用されている。

(ら)

ラムサール条約

1971年、イランのカスビ海湖畔の町ラムサールで、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されたため、「ラムサール条約」と呼ばれるようになった。

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物(ごみ)の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

リデュース(発生・排出抑制)

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することをいう。リユース、リサイクルよりも優先される取組である。

リユース(再使用)

循環資源を製品としてそのまま使用することをいう(修理を行ってこれを使用することを含む)。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものである。

類型指定

水質汚濁及び騒音環境基準については、国において複数の段階に区分した類型ごとに基準値が示されている。これに基づき国及び県が、河川等の水域又は地域ごとに適用する類型を指定している。

レッドデータブック

絶滅の恐れがある野生生物の種を選定し、その生息・生育状況を解説した報告書をいう。名称は国際自然保護連合(IUCN)が初めて発行したものの表紙が赤だったことによる。

山口県環境生活部環境政策課

〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL 083-933-3030
やまぐちの環境ホームページ <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/>

